

日時 令和7年11月27日（木）午後2時～2時55分  
場所 犬山市役所 2階204会議室  
出席者 吉原委員、深堀委員、溝口委員、榊原委員、  
原委員、増田委員、光清委員、諏訪委員、  
岡村委員、田中委員  
(欠席者) 河村委員、澤田委員、杉浦委員  
事務局 前田健康福祉部長、舟橋保険年金課長、  
梅田保険年金課課長補佐、  
保浦保険年金課統括主査、  
河合保険年金課職員

◆議事

会長

それでは、会議に入らせていただきます。終了時刻は、午後3時半を予定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日は、杉浦委員から欠席のご連絡をいただいております。河村委員さんと澤田委員さんが到着しておりませんが、現在のところ委員10人が出席しており、協議会規則第5条の会議の成立要件を満たしておりますので、直ちに協議会を開催します。

また、議事に入る前に、本日の議事録署名人を私の方から指名させていただきます。被保険者代表の吉原委員さん、それから保険医・薬剤師代表の原委員さん、このお二人をお願いします。

それでは、議題に入りたいと思います。議題1、令和8年度納付金の仮算定結果について、事務局から報告をお願いします。

事務局

では、資料1についてご説明させていただきます。

毎年、11月に、県から、来年度に県に払う納付金の仮算定結果が発表されます。今回は仮算定ということですが、確定した額である本算定は1月に県から出されます。それを使って来年度の税率を協議しますと、来年度の予算の成立に間に合いませんので、今回、この仮算定額をもとに、来年度の税率について、このあとご協議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、先日、県から発表されました来年度の仮算定の金額について、ご説明させていただきます。

資料1の表ですが、表の真ん中辺りの太線で囲ったところが今回県から示された数字です。その右隣は昨年度に示された令和7年度の仮算定の数字、それから、今回との差、増減比になります。納付金は、保険税と同じように、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それから今回から追加された子ども・子育て支援分、全部で4種類あります。県が納付金をどのように計算するかということについてですが、計算の大まかな流れとしては、医療分、後期分、介護分、子ども分、それぞれ、まず県全体の必要額を計算しまして、その額を各市町村へ国保加入者の人数と所得の占める割合で割り振っていきます。

では、この表の中の医療給付費分を例にして、計算方法をもう少し具体的に

説明させていただきたいと思います。まず、「①県全体の保険給付必要額推計」は約2,457億円です。これは過去2年間の保険給付費の伸び率から推計したものです。この金額に、その下の②を足しまして、さらに下の③④を引き算します。この「②加算するものの計」というのは、県が国へ払う拠出金などです。これを納付金で集めるため①に加算します。「③減算するものの計」というのは、逆に国などから県へ交付されるものです。これは納付金として集めなくていいので①から減算します。それから「④昨年度以前の剰余金充当額」を減算します。剰余金については、のちほど説明させていただきますが、県の国民健康保険特別会計に昨年度からの繰越金がありまして、それを納付金額を下げるために今回使っています。以上のように、①に加算や減算した結果が「⑤県全体の必要額」、県が納付金として集める額で、約1,336億円となります。この額を、各市町村の国民健康保険の加入者の数や、所得の水準によって、各市町村へ割り振ります。犬山市に割り振られた金額が、「⑥犬山市の納付金基礎額」となります。そこからさらに、⑦の県の経費のうち犬山市で負担する額を足しまして、⑧の国・県からの交付金のうち犬山市の分を引きますと、「⑨医療分の納付金額」は約11億5,500万円となります。

後期支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分についても、同じような流れで計算しますが、医療給付費分の①～⑤にあたる部分は記載を省略していて、犬山市の納付金基礎額からの記載となっています。また、医療分の⑦⑧にあたる部分については元々ありませんので、医療分と比べてシンプルな記載になっていますが、それぞれ県全体の必要額から犬山市の納付金基礎額を出し、納付金額を算出します。

そして、⑨⑩⑬⑮がそれぞれ医療分、後期分、介護分、子ども分の納付金額になります。ちなみに、子ども・子育て分は、約3,500万円です。前回説明した概算では3,300万円でしたので、ほぼ想定額でした。ただ、これは、仮算定ということで、国が示した概算の数字を使って県が計算したものですので、本算定で変わるかもしれないということはありません。⑨⑩⑬⑮を全部足した額である⑯の17億276万5,504円が仮算定の合計額です。仮算定の合計額は、昨年度と比べますと、約1,800万円の増、率で見ますと1.1%の増となっています。子ども・子育て分が今回からありますので、増えるのは当然と言えば当然ですが、思ったよりは増えていないです。表の中に、

「※R7本算定額は1,703,914,222円」とありますが、昨年度は、本算定で約2,000万円、仮算定より上がりました。今回の仮算定は、昨年度本算定と比べて、子ども・子育て分を含んでも下がっているという数字です。

続きまして、「⑰被保険者数」について、これは県による犬山市の加入者数の推計ですが、今回の令和8年度仮算定では10,381人、令和7年度仮算定では10,558人で、177人、1.7%の減です。昨年度は、944人、8.2%減でしたので、被保険者数の減少は緩やかになっています。「⑱1人当たり納付金負担額」は、8年度が16万4,027円、7年度が15万9,502円で、2.8%増加しています。

続いて、医療給付費、後期支援分、介護納付金分の各納付金は、いずれも昨年度の仮算定額より減少していますが、その理由について説明させていただきます。

まず、医療給付費分について、①の県全体の保険給付費の推計につきましては、一番右の増減比を見ていただきますと1.88%減となっています。県では、過去2年間の伸び率により保険給付費を推計していて、1人当たり3%の伸びを見込んでいます。一方、県全体の被保険者数を3.08%の減と見込んでいて、保険給付費の伸びよりも、被保険者数の減少の影響が大きいため、保険給付費の必要額推計としては1.88%の減となっています。これに加減算した県全体の必要額は、昨年度より1.38%の減となります。これは、「③減算するものの計」、国からの交付金などですが、ここが減っていますので、①からマイナスできるものが減ることとなり、必要額は増える方へ働きますので、①+②-③は昨年度よりわずかに増えていますが、ここに剰余金を投入しまして、県全体の必要額は、1.38%減となりました。県全体の必要額が1.38%減なのに、なぜ犬山市の納付金基礎額が1.12%しか減っていないのかということですが、被保険者数の減り方が、県全体より犬山市の方が緩いからということになります。県全体の被保険者数の推計は3.08%減、犬山市の推計は1.68%減です。犬山市よりもっと高い割合で減少している市町村があるということです。そのような市町村ではもっと納付金が減っているということになります。

ここで、「④昨年度以前の剰余金充当額」について、少し説明させていただきます。剰余金は、愛知県の国民健康保険特別会計の、昨年度の決算で繰越になった額です。令和6年度の決算剰余金は78億円とのことです。剰余金は、毎年度、納付金に充当されるわけではなく、決算剰余金の活用ルールがあり、「納付金の急激な上昇が生じたときに活用する。1年度に使う金額は、剰余金の3分の1が原則」というルールがあります。今回は、県平均1人当たり納付金の対前年度伸び率が1%を上回ったため、78億円の3分の1である26億円を投入して、納付金全体の額を抑えています。

後期支援金分では、犬山市は、0.3%減とわずかに減っています。その理由として、まず、県全体の必要額が0.39%減少しています。減少の主な理由は、被保険者数が3.08%減っているからです。犬山市も被保険者数は減っていますが、被保険者数の減り方が県よりも緩いため、0.3%減となっています。

介護分では、犬山市は0.9%減ですが、その理由としては、まず、県全体の必要額が2.5%減少しています。減少の理由は、40歳～64歳の加入者2.07%減少の影響が大きいためです。一方、犬山市は、40歳～64歳の被保険者数が増加していて、1.05%増えています。県全体としては減少しているため、犬山市は微減となっています。

資料1の説明は以上です。

会長

ありがとうございました。ただいまの説明に何かご質問はありませんか。

A委員

ちょっと細かいことですが、まずこの表の見方で、増減比が小数点第1位になっているものと小数点第2位になっているものがありますが、何か意味があるのでしょうか。

事務局

申し訳ございません。特に意味はございません。

A委員 2点目ですが、今回は仮算定ということですが、先ほど、昨年度は本算定で2,000万円ほど増えたと言われましたが、これは例年、増えたり減ったりするのか、ある程度増えてくるものなのか、参考までにその辺りを教えてください。

事務局 年度によって、増えたり減ったりしていますが、ここ数年は本算定の方が増えています。2,000万円増えるというのはなかなかないですが、ここ数年は増えています。それ以前は下がった年度もあります。

会長 他に質問はございますか。では、他に質問もないようですので、議題1を終わりたいと思います。

それでは次に、議題2は、令和8年度の税率改定案と、以降の新シミュレーションの提示についてです。協議に先立ち、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2からご説明させていただきます。この資料は、前回も見ていただいたような形になりますが、本来必要な課税総額を計算する表です。今回新しいシミュレーションをするにあたりまして、まず、課税必要額の計算をすることになりますので、この表を使って計算していきます。前回と変わったところとしましては、先ほどご報告させていただきました仮算定の納付金額を①のところに転記してあります。一番上の段、①のところ、左から、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、ここまでが従来分として小計を設けています。そして子ども・子育て支援金分、合計となっています。以下②から⑱まで順番に計算していきますが、前回の説明と重なりますので省略させていただきます、⑱の実際に課税すべき総額は約13億2,500万円となります。内訳としては、従来分が約12億9,600万円、子ども・子育て分が約3,000万円となります。

では、続いて、資料3です。前回の税率改定シミュレーションを再検討したものです。前回、新しいシミュレーションをお示し、令和8年度は子育て分のみ増税、従来分は据え置きという案を提案させていただき、その方向で進めることが決定していました。ただし、シミュレーションに使った納付金は、令和7年度の納付金額と犬山市で計算した子ども・子育て分の概算額であり、実際の納付金の額が変わればシミュレーションも変わりますというご説明をさせていただいていました。また、令和9年度以降11年度まで6.3%ずつ増税という案を提案させていただき、令和9年度以降については、基金を活用して、できるだけ被保険者の負担を抑えるシミュレーションを次回示すというところで終わっていました。

今回のシミュレーションですが、前回と変わったところとしましては、まず、8年度の「①従来分に必要な課税総額」に資料2の⑱の従来分12億9,600万円、「②子ども・子育て支援金分」に資料2の子ども・子育て支援金分3,000万円を転記しました。9年度以降については、「①従る分に必要な課税総額」は、医療費の増による増加率を4.5%と想定して、4.5%ずつ伸ばした数字が令和11年度まで入っています。「②子ども・子育て支援金分」は、前回と同様に現段階で国の資料から読み取れる情報で増加させています。①と②の合計が③本来必要な課税総額の合計です。⑥で各年度の課税総

額、⑧で増税率を設定しますが、前回シミュレーション時に、納付金の額が変わればシミュレーションも変わるとご説明しました。前回と比べて、納付金は、子ども・子育て分はほぼ想定どおりでしたが、従来分が想定より下がりましたので、前回方針を決めた「子ども・子育て分のみ増税して、従来分は据え置く」ではなく、今回のシミュレーションでは、子ども・子育て分は新たに課税しますが、その分、従来分を引き下げて、全体の課税総額を据え置くことにしています。表では、⑥で令和8年度に課税する額を、「R7のまま税率を据え置き、R8に被保険者数が減った場合の試算」と同じになるようにしています。⑩で少し収入が不足しますので、その分は⑪の基金で補填します。9年度以降は、前回、できるだけ基金を使って、保険税負担を抑える方向で再検討することになっていました。現在の基金残高が約4億円ありますので、そこから約3億5,000万円を投入し、増税率を1%に抑えるというシミュレーションとしています。⑧の前年からの増税率は101.1%で、1%ずつ増税しています。そして、⑩の収納不足額を⑪の基金で補填しています。令和8年度から令和11年度までに使う基金の合計額は約3億5,000万円です。

次に資料4です。子ども・子育て分を課税し、全体の課税総額を据え置くための税率改定案です。②「来年度税率案」をご覧ください。太字になっているところが改定するところです。子ども・子育て分を新たに課税し、他のどこかを減税して全体の課税総額を据え置くことになりませんが、後期高齢者支援分が、標準保険税率より高かったため、引き下げました。また、介護分は、応能：応益＝1：1のバランスが崩れていたため、均等割を引き上げ、所得割を引き下げて、課税総額は変えずに、応能：応益＝1：1に近づくようにしました。子ども・子育て支援金分は、平等割800円、均等割1,200円、18歳未満は均等割が減免になりますので、その分を18歳以上に割り振った18歳以上均等割24円、所得割0.26%としています。「総合計」欄の右端を見ていただきますと、子ども・子育て分を含めて、昨年度より、平等割が40円減、均等割は424円増、所得割が0.4%減となります。総額では、先ほどご説明したとおり、現行税率で従来分に課税した場合と同額となります。

説明は以上です。

会長

資料2、資料3、資料4の説明がありましたが、ただいまの説明に、まず何かご質問はありませんか。

資料4で、子ども・子育て支援金分の賦課限度額のところがゼロになっていますが、国の方の情報としてはどういったことになっているのでしょうか。まだこれから決まってくるということなのでしょうか。

事務局

そうですね。ちょうど今日、医療分の賦課限度額を引き上げるというような情報が入ってきました。そこに子ども・子育て分についても書いてあるのかなと思っていたのですが、書いてありませんでした。賦課限度額は、地方税法施行令に定めがありまして、市町村はその額を超えることはできないという決まりがあります。今、市が何か賦課限度額の数字を書いて、それが法より高いといけませんので、便宜上ゼロにさせていただいています。いつになるかわかりませんが、賦課限度額が示された段階で、その記述をさせていただきたいと思います。先走りますが、資料5の答申案には「法定による」という書き方としています。

- 会長 他に質問はありませんか。
- B委員 資料3ですが、基金の残高予定が5,800万円ということで、それまでに非常にたくさんの基金を使うということですが、逆に言うと、令和12年度はほぼ基金がほぼないことになりますか。
- 事務局 おっしゃるとおり、このまま11年度になると、ほとんど基金はない状態になります。これまで増税を抑えてきましたから、必要な税額との乖離も出てきているという状況にはなるかと思います。
- この表の最後の11年度というのが、愛知県で一律の保険税率にしていこうという動きの中での第一段階終了年度です。この間、部長からお話がありましたが、私ども犬山市は、愛知県下では所得が低いので、保険税率が県下一律に統一されていくと、多分今の状況よりは税率が下がるだろうという見込みを持っていますので、そういったところも加味して、できるだけ基金は溜め込まないで、積極的に活用していこうということです。案では、ぎりぎり5,000万円くらいは残しておく形となっています。ご心配のように、激変緩和など、何か使えることがあるかもしれませんので、ゼロにはしませんが、そうかといって過剰に残すことは致しませんということで、今回お示しをさせていただいているところです。
- 会長 他に質問はありませんか。では、他に質問もないようですので、協議に移りたいと思います。資料の2から4というところで、これまでのシミュレーションとは随分と形が変わって参りました。これまでは、県の水準に追いつかないといけないということで来ましたが、基金を積極的に活用して、このように抑えていくというシミュレーションが出てきています。それに対するご意見などをいただきたいと思います。
- C委員 感想だけでもよろしいでしょうか。ちょっと不勉強で、いつもこの会に来る前に必死になって資料を読んできてくるのですが、こんなに変わるんだなと思いました。そして、先ほど話のあった令和12年度以降、何事も起こらないと思います。ちょうど市の広報が届いていまして、意味深な表現が書いてありましたが、市民の方々がどう思うかなと思います。「今後どうなるの」というところ、文章を読んで多分ご興味を持ってらっしゃる方が非常に多いと思いますが、このまま行って、ある意味いい報告できるといいなと思います。
- 会長 全体的にはこれでいいということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。
- 他には皆さんどうでしょう。
- D委員 医療費はどんどん上がってくるのはもう間違いないですし、高齢者も増えていきますし、負担が増えていくのは避けられないだろうと思います。その割にはいろいろ工夫して、保険税はそれほど増えないようにされてるんだろうと思います。今回シミュレーションしていただいたものを見て、保険税が増えてくるかなという印象はあまりないんですけども、徐々に増えていくのは仕方ない

かなと思います。

今回、子ども・子育て支援金分というのが増えるので、当然その分が増えてくるんでしょうけども、これはどういう場合に利用されるのか。保険者というより国全体の方針があるのでしょうか、具体的な方針というのは何かあるのでしょうか。市としてどのような恩恵があるのか、保険者にとってどういうことがあるかを広報していった方がいいのかなと思います。単に国に言われたから増税するというのではなく、そういう理解があった方がいいかなと思います。

事務局

私たち（保険者）は、お金を集める側になってしまいまして、不本意な部分もありますが、大分前に、こうしたことが決まったときには、「こども家庭庁」ができて、子育て施策の拡充が決まりました。

この子育て施策の中身では、児童手当を大幅に拡充します。妊産婦さんに10万円を支給します。あと、ご夫婦で育児休業を取られる場合、これからどんどん男性もという形になると思いますが、いわゆる休業補償をします。あと国民年金の保険料も子供さんが1歳になるまでは減免します。後、ちょっと私ははっきり理解できていませんが、こども誰でも通園制度というようなものも提案されております。子育て部門の方では、かなり大幅な拡充を図っていくという形になるかなという感じです。これらについては、子育て部門から順次、広報させていただく形になります。

D委員

ありがとうございます。

これは保険料として徴収するものなのでしょうか。

事務局

政策判断ということになるのですが、現状でいくと、そうなります。先日の新聞の一面記事にもありましたが、この子育て支援の大幅拡充施策は、令和6年くらい、岸田政権の時のものですが、「（子育て支援を）拡充はするが増税はしません」という約束をしましたので、税金からは取れません。そのため、徴収方法として、保険料からという形にしたのかなあという気がいたします。当時は「みんなの所得も上がっているし、いろんなことで相殺されて、みんなの負担は増えませんか」というようなことを国は言いましたが、各方面からは「もともと、健康保険なのに、そこからお金を徴収するのは目的外ではないか」とか、「実際には増税そのものだ」という批判があったと記憶しております。残念ながら、保険料から徴収するということにつきましては、既に法案が通っておりまして、保険料からの徴収となることは、決定事項ということになります。

E委員

前々回のこの場で、私の方から、増税率について物価高騰の中でもう少し考えて欲しいということでお願いして、今回、改めてこのシミュレーションを出していただきました。私が提案させていただいたことが、この基金を活用したシミュレーションにしっかりと反映されてるなということで、この案をしっかりと答申に示したいと思います。

会長

よろしいでしょうか。概ね、このシミュレーションでいいのではないかとのご意見ですがけれども、そんな方向でよろしいでしょうか。

委員一同	異議なし
会長	それでは、来年度、令和8年度の税率改定につきましては、据え置きという形にしていきたいと思いますが、よろしいですか。
委員一同	異議なし
会長	また、今後のシミュレーションにつきましては、これまでの方針からもう一歩踏み込んで、基金をより積極的に活用し、増税の幅を抑制していくという方向性でよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
会長	ここまでで、令和8年度の税率等につきまして、協議が終わりましたので、最後に、議題3の答申案について協議をいたしたいと思います。協議に先立ちまして、事務局に答申案を読み上げていただきたいと思います。
事務局	《答申案を朗読》
会長	ありがとうございます。続きまして、協議に移ります。今読み上げられました答申案について、文言の修正なども含めて、何かご意見はございませんか。
委員	(意見) なし
会長	なしの声がありますけれど、よろしいですか。協議でもされましたが、課税総額を据え置くということと、基金を最大限活用してということで、これまでの方針から大きく転換したものになります。修正などはよろしいですか。それでは特にご意見もないようですので、原案の通りとさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし
会長	ありがとうございます。それでは、今後、事務局と日程を調整し、職務代行の諏訪委員とともに、市長へ答申をして参りたいと思います。それでは、これで本日の議題はすべて終了いたしましたので、本日の会議はこれをもって閉会し、事務局にお返ししたいと思います。

( 閉 会 )

|

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

（原本に 岡村 千里 署名）

署名

（原本に 吉原 文子 署名）

署名

（原本に 原 宏太郎 署名）